

## ■目次

理事長ごあいさつ	-----	P2
KC's の活動紹介	-----	P3
KC's 10年の活動の軌跡	-----	P5
KC's 設立10周年へ寄せられたメッセージ	-----	P11
歴代の役員、検討委員、事務局メンバー	-----	P23



## 理事長ごあいさつ

### 支えていただいた方々に感謝！そして“Be ambitious(大志を持とう)!”

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's) 理事長 榎 彰徳

消費者支援機構関西は、2015年12月3日をもちまして設立10周年を迎えました。消費者団体訴訟という全く新たな制度を、関西の2府5県の地域で実際に活用する担い手となるべく、消費者団体、弁護士、司法書士、消費生活相談員、研究者さらには趣旨に賛同する消費者・生活者そして事業者、合せて18団体と69個人の共同・協働の力によって2005年12月3日に設立されたものです。英語表記はKansai Consumer's Support Organization、略称はKC's(ケーシーズ)としました。2007年8月23日には、消費者機構日本(COJ)とともに、わが国初の適格消費者団体の認定を内閣総理大臣から受けました。



その後は、消費者団体訴訟制度にもとづき、不当な契約・勧誘・広告表示による消費者被害の未然防止、拡大防止の活動に最大限の努力を注いできました。この10年間で差止請求訴訟を8件提起し、いずれも勝訴または勝訴的和解を勝ち取りました。また、裁判によらない申入れにより、事業者に改善を求める活動では、これまでに81の事業者に書面でのやり取りや協議をし、様々な改善を実現してきました。また、関西の同じ適格消費者団体である京都消費者契約ネットワークやひょうご消費者ネット、府県の生協連合会や地域の消費者団体とともに「消費者セミナー」やシンポジウムを開催するなど、広報・啓発活動にも取り組んで参りました。さらには、事業者を対象にした啓発・セミナー活動にも設立当初から積極的に取り組み、2010年からは消費者と事業者とを結ぶ「双方向コミュニケーション研究会」として開催し、KC'sの活動の特徴の一つとなっています。2011年5月30日には、消費者支援功労者表彰として「内閣府特命大臣表彰」を受けました。

設立から今日までの10年は、長かった気もしますが、「あっという間」の10年でした。残した課題の大きさに内心忸怩たる思いはありますが、幾多の成果を挙げ、一定の役割を果たして設立10周年を迎えられたことを、共に喜び合いたいと思います。今日まで、様々な立場から活動を支えて下さいました皆様に心から感謝をしたいと存じます。とりわけ、ボランティアで多くの時間と労力を割いていただきました検討委員・検討グループの皆様、運営に携わっていただきました役員の皆様、事務局の皆様にもお礼申し上げます。

さて、「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」が、いよいよ来年2016年10月1日から施行されます。長い法律名ですが、つまりは消費者被害をみんなで取り返すことが出来る訴訟制度です。これまでは訴訟に勝っても、被った被害は適格消費者団体では取り戻せませんでした。今度の制度では被害を取り返すことができるのです。もう地団駄を踏む必要はないのです。この訴訟を担えるのは適格消費者団体の中から認定される「特定適格消費者団体」だけです。特定適格消費者団体にならなければ私たちの夢、課題は達成されません。この制度も初めてのことで実際に運用してみないと分からないことも多いのですが、KC'sは出来るだけ早い段階で特定の認定を得るべく準備を進めています。設立11年目の来年には、KC'sは消費者被害を実際に取り返すことが出来る訴訟を起こせるという新たなステージに立つこととなります。引き続きご支援下さい。

満10歳。人間で言えばやっとなら自分で歩け、考えられるようになった少年、少女。クラーク博士は言った。「少年(少女)よ、大志を抱け！Boys(& girls), be ambitious!」と。大志と夢を持って共に頑張りましょう。

# KC's の活動紹介

## ■消費者被害を未然に防ぐ… ～消費者団体訴訟制度に基づく「差止請求活動」～

消費者被害の拡大を防ぐために、適格消費者団体が業者に対して訴訟を起し、契約や勧誘等の差止(やめさせること)を請求することができるのが「消費者団体訴訟制度」です。適格消費者団体とは、一定の条件を満たして内閣総理大臣の認定を受けた団体で、全国で12団体が活動しています(2015年11月末)。

以下の法律に基づいて差止請求を行う活動しています。



### 消費者契約法

- ・ 不当な勧誘行為 ・ 不当な契約条項

### 景品表示法

- ・ 優良誤認表示 ・ 有利誤認表示

### 特定商取引法

- ・ 不当な勧誘行為 ・ 不当な契約条項
- ・ 虚偽 ・ 誇大広告

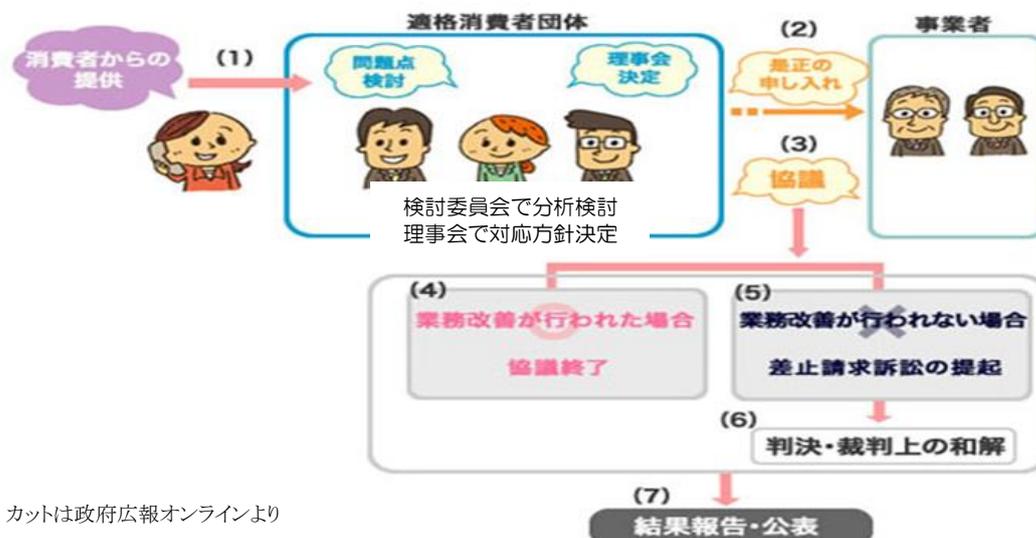
### 食品表示法

- ・ 食品表示基準違反

## ■KC's の活動イメージ～消費者の情報提供から改善まで～

消費者から寄せられた消費者被害情報について、適格消費者団体として事業者に対して差止請求が可能な各検討グループで検討し、検討委員会での検討を経て理事会で審議し、申入れや訴えの可否を決定します。事業者の不当な契約や勧誘をやめさせ、被害の拡大を防ぐには、みなさんからの情報提供が必要です。

消費者被害にあわれたら、あきらめずにお近くの消費生活センター(消費者ホットライン:188)へ、被害情報はKC's事務局までご提供ください。



カットは政府広報オンラインより

## ■消費者に対する広報・啓発活動

KC's では、消費者被害の未然防止・拡大防止の活動のほか、消費者に対する広報・啓発活動として、地域の生協や消費者団体とともに「消費者セミナー」などを取り組んでいます。

- ・毎年1回ひょうご消費者セミナーを開催  
(コープこうべ・兵庫県生協連・ひょうご消費者ネット・KC's の共催)
- ・毎年1回京都消費者問題セミナーを開催  
(京都生協・京都府生協連・京都消費者契約ネットワーク・コンシューマーズ京都・KC's の共催)
- ・2014年度から大阪消費者セミナーを開催  
(大阪府生協連・KC's の共催)



KC's ホームページでの改善事例紹介、注意喚起、学習会案内、政策施策の紹介などの取り組みや KC'sNEWS(年間6回発行)、メルマガ【KC's 通信】(月2回発信)で活動紹介を行ってきました。

また、関西消費者協会発行「消費者情報」、民事法研究会発行「現代消費者法」、「消費者法ニュース」などへ寄稿、近畿労働金庫「こもんず」執筆・監修など消費者に役立つ情報提供を行ってきました。

消費者庁消費者契約法シンポジウムへの講師派遣、近畿労働者互助会へ消費者教育推進のための講師登録・派遣、奈良県相談員連絡会への新制度学習会への講師派遣など取り組んできました。講師依頼などのご要望があれば、KC's 事務局までお問い合わせください。



## ■消費者視点に立った事業活動の研究～双方向コミュニケーション研究会

消費者市民社会は、消費者だけで実現するわけではありません。ともに市場を担う事業者の努力があってこそです。

しかし現状は、消費者と事業者が共に協力して、とはなかなかいきません。消費者は事業者から働きかけがあると「また物やサービスを購入させられるのではないかと警戒し、事業者は消費者から電話があると、「またクレームではないかと身構える。しかし、実際の多くの事業者は、「顧客第一主義」を掲げ、誠実に事業活動を行っているし、消費者は「もう少し～なったらいいな」と事業者に対し要望を持っているのです。

協力・協同はまだまだ難しくても、「ありのままのお互いの姿を見る」「コミュニケーションをとる」ことは出来る

と、消費者団体のメンバーと専門家、事業者が集まって、2010年8月から双方向コミュニケーション研究会を始めました。2012年からは、実際に大学生、子育て層、高齢者、視覚障がい者(2013年より)の各層の消費者が集まっている場に、事業者が出かけて行って懇談する「双方向コミュニケーションの実践」を行っています。消費者からは「前から聞きたかったことを聞くことができた」「事業者の思いを初めて聞いた」と好評です。事業者も、事前の想定とは違う真の消費者の気持ちや暮らしのありように触れることができ、消費者志向の事業活動に活かしていただいています。

2015年は今までの積み重ねを生かして、研究会として社会に何らかの提言を行っていく予定です。



2014年度双方向コミュニケーション研究会大学生との実践

### ※「事業者と消費者との双方向コミュニケーション研究会」

消費者団体のメンバー、弁護士などの専門家、事業者の皆さんで年に4回集まって論議をしています(2015年度は28名)。毎年成果をまとめた冊子を発行。

# KC's 10年の活動の軌跡

	KC'sの動き (写真掲載の場合はゴシック表示しています)	社会の動き
2005年まで	<p>2004年</p> <p>1月 消費者団体訴訟制度実現に向けた運動、制度実現後の活用のために消費者団体、弁護士、司法書士、学者などのネットワークが必要と、関西エリアの有志が「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」を結成</p>	<p>2000年</p> <p>5/12 消費者契約法制定</p> <p>2001年</p> <p>4/1 消費者契約法施行</p>
2005年度	<p>6/9 活動実績を持つNPO、消費者相談を行っている方、消費者団体、近畿地区生協府県連協議会が、懇談を開始</p> <p>7/6 近畿圏における新消費者組織設立準備会への参加の呼びかけた</p> <p>8/3 第1回新消費者組織設立準備会全体会議(17団体 21名参加)。その後、6回の運営委員会と9回の事務局会議で、設立準備を行った</p> <p>12/3 KC's 設立総会を開催(116名参加) 設立時会員数(個人正 52団体正 13個人賛助 13団体賛助 5)</p> <p>12/27 第1回理事会を開催(理事 16人)</p> <p>2006年</p> <p>1/11 第1回検討委員会を開催(委員 6人)</p> <p>1/21 検討グループガイダンスを開催</p> <p>2/8 消費者団体訴訟制度学習会を共催</p> <p>2/13 KC's ホームページを開設</p> <p>2/15 KC's NEWS 創刊号を発行</p> <p>3/2 検討グループ活動を開始</p> <p>3/11 「えーっと思った?! キャンセル料 110番」を実施</p> <p>3/24 第1回事業者セミナー「公正で健全な市場を創るための消費者と事業者の連携」を開催(85社 94名参加)</p> <p>2005年度 情報受付 11件</p>	<p>6/23 消費者団体訴訟制度について国民生活審議会から消費者団体訴訟制度検討委員会報告</p>
2006年度	<p>4/1 消費者団体訴訟制度学習会を共催</p> <p>4/3 大阪府に特定非営利活動法人として登記</p> <p>4/26 衆議院内閣委員会で参考人として、飯田秀男常任理事(当時)が消費者団体訴訟制度の導入の必要性について意見陳述</p> <p>5/24 (株)FORTRESS,JAPAN に英会話及びパソコン教室「トリニティ」の契約条項及び不当勧誘について KC's として初めての申入書を発送</p> <p>6/24 第1回通常総会・記念企画「いよいよ始まる消費者団体訴訟制度」を開催(91名参加)</p> <p>8/8 KC's として第1号となる行政へ申出(特商法関係)を実施</p> <p>9月 企業の消費者対応評価手法開発部内プロジェクト設置</p>	<p>4/5 消費者団体訴訟制度の導入をめざす 4.5 国会集会</p> <p>5/31 消費者団体訴訟制度を盛り込んだ改正消費者契約法成立</p> <p>6/7 公布</p>



<p>2006年度</p>	<p>9/11 近畿消費者行政担当者との懇談を実施                  10/28 「賃貸住宅契約 110 番」を実施                  10/31 消費者の視点に立ったマンションの販売方法等に関する提言を発表                  11/16 第 2 回事業者セミナー「事業者と消費者のコミュニケーションのあり方」を開催 (66 社 100 名参加)                  2007 年                  1/23 適格消費者団体に向けた定款改正のための臨時総会を開催                  3/17 第 1 回消費者セミナー「人はなぜだまされるのか？」を開催(100 名参加)                  2006 年度 情報受付 30 件、検討グループ稼働数 7、申入れ件数 4</p>		
<p>2007年度</p>	<p>6/23 2007 年度通常総会・記念企画「いよいよ始まる消費者団体訴訟制度」を開催(91 名参加)                  7/19 第 3 回事業者セミナー「生活の安全を確保するために事業者に求められる行動は何か～事故から何を学び、消費者からいかなる情報を得るべきか」を開催(参加 34 社 90 名)                  8/23 KC's は適格消費者団体として認定され、高市内閣府特命担当大臣(当時)より認定書を交付</p>   <p>2007 年度 情報受付 77 件、検討グループ稼働数 17、申入れ件数 4</p>		<p>6/7 消費者団体訴訟制度を盛り込んだ改正消費者契約法が施行                  3/25 京都消費者契約ネットワークが消費者団体訴訟制度による初の差止請求訴訟を京都地裁へ提起</p>
<p>2008年度</p>	<p>4/8 貸金業者であるニューファイナンス(株)に対し早期完済違約金規定の使用差止請求訴訟を京都地裁へ提起(KCCN に次いで全国 2 例目)                  8/28 英会話教室「グローバルトリニティー」の運営会社である(株)FORTRESS, JAPAN に対し、退去妨害等の不当勧誘の停止等を求める消費者契約法所定の差止請求訴訟を大阪地裁に提起                  8/28 「標準旅行約款の取消料」についての検討結果を公表                  9/13 「旅行契約トラブル 110 番」を実施                  10/30 第 4 回事業者セミナー「消費者視点の経営、市場をめざして」を開催 (99 名参加)                  2008 年度 情報受付 245 件、検討グループ稼働数 20、申入れ件数 19</p>		<p>8/30 消費者庁と地方消費者行政の充実を求める関西市民大集会</p>
<p>2009年度</p>	<p>4/23 貸金業者であるニューファイナンス(株)に対し早期完済違約金規定の使用差止請求訴訟について京都地裁が消費者団体訴訟として初の判決(勝訴)                  5/2 貸金業者ニューファイナンス(株)に対する「契約条項使用差止等請求訴訟」判決に対し、敗訴部分について、大阪高裁に控訴                  6/27 2009 年度通常総会&amp;記念シンポジウム「差止訴訟の成果と今後について」を開催(参加 100 名)                  9/29 「旅行トラブルの予防と対応」の提言を公表                  12/4 近畿の各府県・政令指定都市の消費者行政担当者に関西の適格消費者団体との懇談会を開催</p>		<p>9/1 消費者庁及び内閣府消費者委員会発足                  11/4 消費者庁と国民生活センターが報道発表「就活中の大学生はご注意！英会話教室やリクルート講座の強引な勧誘」</p>

<p>2009年度</p>	<p>12/25 和解に反する悪質な勧誘を行った(株)フォートレスジャパンに対して違約金を請求しましたが、同社が期限内に支払わなかったため、大阪地裁に提訴(執行文付与の訴え)</p> <p>3/15 ひょうご消費者セミナー2009「だまされない消費者になろう」を共催(参加160名)</p> <p>3/26 消費者庁の「集団的消費者被害救済制度」に関する意見募集について、適格消費者団体連絡協議会参加13団体の連名による意見書を提出</p> <p><b>2009年度 情報受付170件、検討グループ稼働数27、申入れ件数4件</b></p>	<p>2/18 消費者庁と京都が(株)フォートレスジャパンに対して業務停止命令(6か月)の行政処分を実施。</p>
<p>2010年度</p>	<p>4/9 消費者庁の「集団的消費者被害救済制度」に関する意見募集について、意見書を提出</p> <p>6/26 2010年度通常総会&amp;記念シンポジウム「差止請求と検討グループ活動の成果と課題」を開催</p> <p>8/2 事業者と消費者の相互理解と信頼再構築をめざして「双方向コミュニケーション研究会」を発足</p> <p>8/22 適格消費者団体として認定更新</p> <p>10/30 第4回事業者セミナー「消費者視点の経営、市場をめざして～消費者視点の経営を実現するために、何が必要か～」を開催(参加99名)</p> <p>2010年</p> <p>2/4 国土交通省に対して鉄道などの定期券中途解約ルールについて要請書を提出</p> <p>3/2 2010年度京都消費者問題セミナー「高齢者ビジネスとその被害」を共催(参加70名)</p> <p>3/18 ひょうご消費者セミナー2010「消費者被害を防ぐまちづくり」を共催(参加100名)</p> <p><b>2010年度 情報受付138件、検討グループ稼働数20、申入れ件数10件</b></p>	<p>3/11 東日本大震災</p>
<p>2011年度</p>	<p>5/30 KC'sは消費者支援功労者表彰として「内閣府特命担当大臣表彰」を蓮舫大臣(当時)より受けた</p> <p>6/25 2011年度通常総会&amp;記念シンポジウム「新しい消費者救済制度で、私たちの暮らしと事業活動はどう変わるの?」を開催</p> <p>7/5 第6回事業者セミナー「新しい消費者救済制度で、私たちの暮らしと事業活動はどう変わるの?」を開催</p> <p>10/26 消費者庁と消費者委員会などに対して「集団的消費者被害救済制度に関する意見書」を提出</p> <p>11/8 民間賃貸住宅事業者の(株)明来に対して、契約条項の使用差止請求訴訟を大阪地裁に提起</p> <p>11/8 家賃債務保証業者の日本セーフティー(株)に対して、契約条項の使用差止請求訴訟を提起</p>	



2011年度	<p>11/30 貸金業者のニューファイナンス（株）との差止請求事件について、最高裁判所は、ニューファイナンス社の上告受理申立を受理しない旨の決定をし、早期完済違約金条項について KC's の差止請求を認めた京都地方裁判所判決が確定。差止を認めた判決が最高裁で維持されたのは、最初の例となった</p> <p>12/28 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度骨子」に対して意見を提出</p> <p>2012年</p> <p>3/7 2011年度京都消費者問題セミナー「高齢者ビジネスとその被害 PART II」を共催(参加70名)</p> <p>3/14 ひょうご消費者セミナー2011「携帯・ゲーム機・インターネットに潜む危険」を共催(参加105名)</p> <p>2011年度 情報受付156件、検討グループ稼働数21、申入れ件数9件</p>	12/9 消費者庁は「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度の骨子」に対する意見募集を実施
2012年度	<p>6/30 2012年度通常総会&amp;記念シンポジウム「新しい消費者被害救済制度とKC'sの役割」を開催(参加115名)</p> <p>9/5 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」に対する意見を提出</p> <p>10/1 KC's新ホームページサイトオープン(記事検索、データベース化等実施)</p> <p>10/9 美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールズに対して、美術通信教育講座契約条項の使用差止請求訴訟を大阪地裁に提起</p> <p>10/27 第7回事業者セミナー「事業者と消費者の相互理解と、信頼の再構築」を開催(参加47名)</p> <p>10/30 光回線勧誘トラブルについて、総務省・経済産業省・消費者庁の関係3省庁に要望をし、消費者委員会のヒアリングに対応</p> <p>11/12 賃貸住宅会社の(株)明来に対して、契約条項の使用停止などを求める差止請求訴訟の判決言渡しがあり、一部差止が認められた</p> <p>11/26 【注意喚起】『サクラ』が介在するペニーオークションに関するご注意」を公表</p> <p>12/21 家賃保証委託事業者の日本セーフティー(株)に対して、いわゆる『追い出し』契約条項の使用停止などを求めた差止請求訴訟について、裁判上の和解が成立</p> <p>2013年</p> <p>1/15 消費者庁受託事業「消費者団体訴訟制度ダイヤル」設置(～3/29)</p> <p>3/2 2012年度京都消費者問題セミナー「高齢者ビジネスとその被害 PART III」を共催(参加70名)</p> <p>3/12 2012年度ひょうご消費者セミナー「消費者はもう泣き寝入りせえへんでー」を共催(参加130名)</p> <p>3/14 消費者庁・消費者団体訴訟制度シンポジウム(大阪会場)を受託し開催(参加76名)</p> <p>3/27 近畿の適格消費者団体3団体は「集团的消費者被害回復制度の早期実現を求める緊急アピール」を発表</p> <p>2012年度 情報受付128件、検討グループ稼働数19、申入れ件数18件</p>	<p>8/7 「集团的消費者被害回復に係る訴訟制度案」について消費者庁が意見募集を実施</p> <p>8/20 同説明会を実施</p> <p>9/25 関西鉄道各社の定期券中途解約返金可能期間が3日⇒7日に改善</p> <p>12/7 ペニーオークションの手数料名目で現金を騙し取ったとして、詐欺容疑で運業者を逮捕</p> <p>12/11 内閣府消費者委員会が、KC'sの要望に沿って「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」を発表</p>
2013年度	<p>4/19 近畿の適格消費者団体3団体は『「消費者の財産的被害の集团的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案」の閣議決定・国会提出に対する声明』を発表</p> <p>6/22 2013年度通常総会&amp;記念シンポジウム「新しい消費者被害救済制度とKC'sの役割」を開催(102名参加)。</p>	<p>4/11 CI(コンシューマーズ・インターナショナル)が日本の被害回復制度の状況を紹介</p> <p>4/19 消費者裁判手</p>

<p>2013年度</p>	<p>8/6 適格消費者団体として認定更新                  9/12 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろの貸衣装解約条項の一部使用停止を求めて、差止請求訴訟を大阪地裁堺支部に提起                  9/17 双方向コミュニケーションシンポジウム「事業者と消費者の相互理解と、信頼の再構築」を開催(参加48名)                  10/30 衆議院消費者問題に関する特別委員会にて、参考人として西島事務局長が、適格消費者団体の現状と新制度法案の必要性について意見陳述した                  11/29 衆議院消費者問題に関する特別委員会にて、参考人として榎理事長が食品偽装問題に関して意見陳述した                  12/3 消費者庁が消費者団体訴訟制度フリーダイヤルを設置(KC's受託～3/14)                  12/5 「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立に関するKC's声明を発表                  12/12 消費者担当森大臣と適格消費者団体との意見交換会に参加</p> <p>2014年</p> <p>2/4 消費者庁主催「差止請求事例集解説セミナー」へ五條委員長を講師派遣                  3/3 2013年度ひょうご消費者セミナー「消費者はもう泣き寝入りせえへんでー」を共催(参加100名)                  3/7 インターネット、携帯電話等の電気通信サービスに関する勧誘トラブルに対して、制度的な対応を求める要望書を関係機関に提出                  3/29 2013年度京都消費者問題セミナー「消費者視点にたった"食品の適正表示"にむけて」を共催(参加39名)                  2013年度 情報受付94件、検討グループ稼働数14、申入れ件数6件</p>	  	<p>続特例法案を閣議決定                  10/29 「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」早期創設運動賛同団体・院内集会を開催                  12/4 消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律が成立                  12/11 同法公布</p> <p>3/6 国民生活センターが「インターネット、携帯電話等の電気通信サービスに関する勧誘トラブルにご注意！」を発表</p>
<p>2014年度</p>	<p>6/21 2014年度通常総会&amp;記念シンポジウム「新しい消費者被害回復制度とKC'sの役割」を開催(参加108名)                  9/18 双方向コミュニケーションシンポジウム「事業者と消費者の相互理解と、信頼の再構築」を開催(参加38名)                  11/11 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の検討内容について、全適格消費者団体連名の意見書を提出</p> <p>2015年</p> <p>1/9 大阪市より認定NPO法人として認定                  1/30 美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールの契約書の条項について差止請求訴訟を行っていましたが、同社が講座の販売を中止すると連絡してきたため、訴えを取下げた</p>	 	<p>4/25 消費者庁は「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の設置を発表</p>

<p>2014年度</p>	<p>2/19 2014年度京都消費者問題セミナー「もしかしたら、あなたも被害者!? 暮らしにひそむ消費者トラブル～知っていますか? 暮らしのセーフティネット」を共催(参加56名)</p> <p>3/3 賃貸住宅事業者の(株)明来に対して、消費者との間の賃貸借契約における不当条項の使用停止などを求めた消費者団体訴訟で、最高裁は、KC's、明来双方の申立てを不受理決定。これにより、後見や破産等を理由とする契約解除は消費者契約法により無効とする大阪高裁判決が確定</p> <p>3/17 大阪府生協連、KC'sの共催で消費者セミナー「消費者裁判手続特例法ってなに?!」を、初めて開催(参加45名)</p> <p>3/16 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する、消費者契約法に基づく解約金条項の使用差止め請求訴訟は、裁判上の和解が成立</p> <p>3/19 2014年度ひょうご消費者セミナー「正しく知ろうよ!健康食品」を共催(参加170名)</p> <p>3/20 特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会の報告書案について、全適格消費者団体連名の意見書を提出</p> <p>2014年度 情報受付97件、検討グループ稼働数15、申入れ件数6件</p>	 
<p>2015年度</p>	<p>6/20 2015年度通常総会&amp;10周年総会記念シンポジウム「KC'sの現在・過去・未来」を開催(参加108名)</p> <p>9/2 貸衣装会社(株)Veau、富久屋マネージメント(株)の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めて、差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起</p> <p>9/9 2015年度双方向コミュニケーションセミナー「事業者と消費者の相互理解と、信頼の再構築」を開催(参加60名)</p> <p>10/30 貸衣装会社(株)Veau、富久屋マネージメント(株)の2社に対して、貸衣装解約条項の一部使用停止を求めた差止請求訴訟。被告2社はKC'sの訴えを「認諾」し、訴訟は終了</p> <p>11/12 2015年度京都消費者問題セミナー「食べもの情報ウソ・ホント」を共催(参加82名)</p> <p>12/5 10周年記念シンポジウム・レセプション</p> <p>2015年度11月末 情報受付96件、検討グループ稼働数17、申入れ件数1件 これまでの累計 情報受付1,242件、検討グループ稼働数53、申入れ件数81件</p>	<p>11/11 消費者庁が「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」を2016年10月1日から施行と発表</p>

## KC's 設立 10周年へ寄せられたメッセージ

### KC's 10周年記念を祝う

内閣府 消費者委員会  
委員長 河上 正二

KC's 10周年を、心からお祝い申し上げます。

適格消費者団体となるまでの準備期間を含め、長期間にわたって、消費者利益の擁護のために努力を続けてこられたという、その事実に、まずもって深甚の敬意を表したいと思います。

実のところ、消費者に関する問題は実に多様で、そこでの被害の深刻さも様々であり、一口に「消費者に寄り添って」と言うは易いけれども、具体的に適切な活動を遂行していくことは、決して容易でないことが推察されます。しかも、公益のために奮闘しても、それに見合うだけの経済的支援が国からなされていないという現実を考えると、持続可能な団体活動をなすことには、大きな困難と献身的努力が伴うように思われます。その意味でも、メンバーの方々の並々ならぬ正義感や使命感の強さを感じさせられます。消費者団体にとっての生命線は、会員の志気が維持され、新陳代謝によって次々と新しいメンバーが育っていくこと、とくに、若い人々に、活動の意義を理解し、共感を持って参加してもらうことが大切であり、それには、学習を通じての消費者教育が大いに意味を持つように思われます。問題意識を共有し、自ら問題を発見し、主体的に解決の在り方を考える作業を通じて、はじめて主体的参加が期待できると思われるからです。今後とも、力強い活動を祈念しております。

### KC's へのメッセージ

内閣府 消費者委員会  
事務局長 黒木 理恵  
(KC's 前検討委員長)

10年前、消費者団体訴訟制度の担い手となるためにそれまでにない新しい消費者団体を立ち上げ、事案に取り組みながら申入れや差止めの進め方を手探りで作りこんでいったことを懐かしく思い出します。検討委員長を退いてから「初代検討委員長」と言われる度に「責任、重かったんだなあ」と思いましたが、逆にいうと検討委員長当時は重圧を感じることもなく楽しくやらせていただいていたと思います。次々生じる新しい課題を広い心で前向きに検討し続けてくださった検討委員の仲間たち、パワフルな検討グループの皆さん、心強く容赦ない理事の方々に支えられていたからこそと感謝しております。

適格消費者団体に求められる役割、期待は今後も拡大し続けることと思います。KC's の活気が今後も10年、20年と膨張し続けてほしいです。

## 消費者支援機構関西 10周年記念メッセージ

消費者庁 消費者制度課  
課長 加納 克利

10周年、誠におめでとうございます。消費者支援機構関西は、消費者機構日本と並び、最初に適格消費者団体の認定を受けた消費者団体です。認定を受けた後は、貴団体は、多くの約款や勧誘行為等の是正の申入れ、消費者及び事業者に対するセミナー等の実施など、消費者の被害の防止と救済のための活動に取り組んでこられました。今後は、新たな被害回復制度の担い手として更に活動の範囲を広げ、ますます発展されることを祈念しております。

消費者庁としても、被害回復制度の円滑な運用に万全を期すとともに、適格消費者団体に対する支援の在り方の検討など、制度の実効性を確保するための施策に取り組んでいく所存です。引き続き、消費者利益の擁護のために、協力関係を進めていきたいと考えています。

---

## 消費者被害の救済と抑止をつなぐ適格消費者団体へ

独立行政法人 国民生活センター  
理事長 松本 恒雄

適格消費者団体消費者支援機構関西(KC's)の創立10周年をお祝いいたします。

2006年の消費者契約法の改正によって実現した適格消費者団体による差止請求訴訟制度は、行政機関が従来独占していた法執行を民間団体にも可能にし、行政規制の民営化とも評すべき新たなフェーズをわが国の消費者法に切り拓きました。いち早く設立されたKC'sが、適格消費者団体の先頭に立って様々な試みを積み重ね、10周年を迎えられたことに敬意を表します。

今後、2016年10月に施行される消費者裁判手続特例法に基づく特定適格消費者団体の認定を受けて、消費者被害の救済と抑止をつなぐ活動をさらに推進されることを期待します。

---

## KC's へのメッセージ

麗澤大学大学院経済研究科  
教授 高 巖

2005年12月に創立されたKC'sさんですが、私は、改めて、それ以前の皆さんの地道な活動の積み重ねがあって、KC'sの創立が叶い、また創立後の躍進が他を圧倒するほどのものになったと感じております。

幸いなことに、2002年頃より、私はKC'sさんの主なメンバーの方々と接する機会を戴き、その頃より「関西のこの勢いは何なんだ」「この人たちはやがて日本全体の消費者運動を変える」と強く思っておりました。

これはお世辞でも何でもありません。事実、KC'sメンバーの方々が真摯に粘り強く動いたことで、政府による制度改革は加速化し、また事業者も消費者団体の活動に理解と共感を示すようになりました。10年を超える皆様のご貢献に心より敬意を表させて戴きます。

## 大きな期待を担って船出して 10 年、KC's に感謝 !!

消費者問題研究家 林 郁  
(元 KC's 理事)

消費者問題に関わって約半世紀、いつも頭の中にアメリカのクラスアクションがあった。個々の消費者被害は小さいけれど集めれば大きい被害になる、それにメスを入れることはこの日本では到底無理と思っていた。それが 10 年前の適格消費者団体誕生で夢でなくなり、いち早く大阪で KC's が活動を始めた。当初は大阪府消費生活センターの一隅に事務所があったので日常的に活動に触れることが出来た日々を今、懐かしく思い出している。

不条理なことに巻き込まれても裁判だけは避けたいとする考えが色濃い日本で、その裁判を身近なものにした功績は計り知れない程大きい。この 10 年の事務局・役員の方々のご苦勞はいかばかりであっただろうか。感謝!! 感謝!!

これからの期待は、これまで活動された様々な事例を多くの市民が共有できる場を広げることと、18歳が成人になった今、若者を振り向かせ活動の主役になってもらいたいこと。

## KC's へのメッセージ

一般社団法人 日本ヒープ協議会  
代表理事 川口 徳子

消費者支援機構関西の創立 10 周年、誠におめでとうございます。

適格消費者団体として大きな実績を積み重ねてこられ、更には「双方向コミュニケーション研究会」を立ち上げられましたことに心より敬意を表します。2010 年度の研究会スタートから参加し、多くの学びや気づきの機会を頂きましたこと、大変感謝しております。

当会では、生活者と企業のギャップをまとめた「情報カード報告書」「お客様の声を活かした取り組み 55 事例」、そして本年度は超高齢社会における企業の取り組みの研究活動を行っており、KC's の先進的な取り組みから学ぶことが大変多くございました。

今後も連携・協働させて頂くことを切に願うと共に、事業者と消費者の相互理解と信頼再構築を目指し、より良い消費者市民社会の形成に貢献されることを大いに期待しております。

消費者支援機構関西の益々のご発展をお祈り申し上げます。



## 日本をリードする消費者団体に

日本弁護士連合会  
消費者問題対策委員会  
委員長 野々山 宏  
(元 KC's 常任理事)

KC's の設立とその後の 10 年はあっという間でした。消費者団体訴訟制度のスタートを控えて、関西に広域的な適格消費者団体が必要と、千神さん、飯田さん、西島さん、長野さん、黒木さんなど設立に関わった多くの皆さんと様々な議論を戦わせたことを思い出します。私は弁護士の視点で意見を述べましたが、被害相談現場の視点、消費者団体の組織運営の視点など多面的な議論がされ、ネットワーク組織の良さがここにあると強く感じました。10 年の間に KC's は日本でも注目される消費者団体となっています。日々の活動実績があり、しばしば役員が国会の参考人に呼ばれ意見を述べたり、消費者行政の重要な役職につくなどしています。

新しい集団的な被害回復制度もスタートします。今後も日本をリードする消費者団体として発展し、活躍していかなくはなりません。がんばりましょう。

---

## KC's へのメッセージ

適格消費者団体・認定NPO法人  
消費者機構日本  
理事長 和田 寿昭

消費者支援機構関西の設立 10 周年おめでとうございます。

貴機構は、当機構とならんで第一号の適格消費者団体の認定を受け、多くの差止請求訴訟に取り組まれるなど着実に成果を上げてこられました。近年では、不動産賃貸借契約の無催告解除条項に対し、賃借人の利益を擁護する立場から制限を加える差止請求訴訟で勝訴されるなど貴重な成果をあげられています。また、事業者と消費者・消費者団体との健全な関係づくりにも努力されておられることに、あらためて敬意を表します。

今後も、ますます発展され、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度の特定適格消費者団体として認定をうけられることを祈念しております。ともに頑張りましょう。



## 消費者支援機構関西の今後への期待

適格消費者団体・NPO法人  
ひょうご消費者ネット  
理事長 山崎 省吾

消費者の利益を消費者が自ら守れる世の中を作るためには、消費者団体はもつともつと力をつけねばなりません。わが国の為政者は、消費者を保護しても金にならないし選挙で票にもならない、だから消費者など保護しないで、企業をまず活性化して景気を回復するのだと考えているようです。これを変えるためには、消費者を舐めてはいけない、として、消費者団体がグローバルな知見と政治的パワーを持つべきです。

一方で地域の消費者により添いながら、他方では、世界の消費者団体に習って、全ての消費者団体と消費者とを団結させていかねばなりません。

消費者支援機構関西におかれては、関西の三つの適格消費者団体の長兄として、日本中の全ての消費者団体のリーダーとの気概をもって消費者運動を前へ前へと進めていただきたい。

10周年おめでとうございます。しかし振返っている暇などないのです。

---

## KC's へのメッセージ

適格消費者団体・NPO法人  
京都消費者契約ネットワーク  
理事長 高畠 英弘

当団体は KC's 創設時の団体会員であり、適格消費者団体になった後も密接な関係を保ってきました。京都と大阪という地理的にも近い関係を生かし、シンポジウムの共催などもたびたび行ってきました。

また、両団体とも全国の適格消費者団体の先頭にたつて積極的に差止訴訟を提起し、消費者団体訴訟制度の実績を積み上げてきました。

KC's は全国で最初に差止訴訟の勝訴判決をとられました。KC's は当団体に比べ人的、物的規模が大きく、今後も適格消費者団体の先頭にたつて活躍されることを期待しています。

今後は集团的消費者被害回復制度の特定適格消費者団体としてもより密接に連携し、消費者被害の予防・救済にともがなばっていきましょう。



## KC's へのメッセージ

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
関西支部長 澤村 美賀

このたびは消費者支援機構関西様の設立10年をおめでとうございます。

10年間の間、消費者団体として2007年から差止活動に取り組み、この間8件の差止訴訟を提起されました。適格消費者団体のリーダー的な存在として成果を出してこられ、活動を支えてこられた方々の消費者被害回復に関する熱い思いに敬意を表します。

消費者契約法の改正の動きの中、適格消費者団体として活動は、今後ますます注目され、重要な役割を果たすことになり、来年から新制度が始まり、適格消費者団体の活動は、消費者被害救済のために、有効に活用して大きく育てていく制度になると思っております。

消費者支援機構関西様の今後のますますの発展を祈念いたしております。

---

## KC's へのメッセージ

適格消費者団体・認定NPO法人  
消費者機構日本  
元理事長 品川 尚志

10周年おめでとうございます。各種契約書類を読み込み、事業者と折衝を重ね、積み重ねてこられた活動に心から敬意を表します。

10年前活動をスタートした時から、数多の消費者契約の適正化が図られ、消費者団体訴訟の制度も損害賠償まで含めて大きく拡張されました。ところで最初に制度を導入する頃、私たちが参考にした欧州各国の消費者訴訟は今どうなっているでしょう。次の10年に向けて今日の日本での到達をどう評価するか、今後何が必要か、研究者も含めて考え合う時のようにも思えます。さらなるご健闘を期待します。

---

## KC's へのメッセージ

消費者志向研究所  
所長 池田 康平

消費者支援機構関西(KC's)創立10周年に心よりお祝い申し上げます。

適格消費者団体として、差止請求訴訟・申入れ活動に多くの成果を上げられるとともに、双方向コミュニケーション研究会を立ち上げ、消費者と事業者の相互理解と信頼再構築をめざした取り組みをされていることに敬意を表します。

被害回復関係業務を担う特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針が公表されるなど、適格消費者団体の社会的使命が強まっていると思います。一方、偽装事件や安全問題など事業者への信頼関係を揺るがす不祥事も続発しています。

引き続き、信頼に立脚した社会をめざし、双方向コミュニケーション活動をより広く強力に推進されることを期待申し上げます。

## KC's 検討グループに参加して

NPO法人 消費者情報ネット(略称コネット)  
理事長 石原 純子

コネット会員は様々な検討グループに参加協力し、消費者被害事例を解決する一助になっていると自負しています。問題点の解決のため差止請求にまで至るものもありますが、私がかかわったもので印象に残っているのは、2012年9月25日から関西鉄道各社が定期券中途解約返金可能期間を3日から7日に改善したケースです。改善に至るまでは約款の検討を始め JR 西日本や、その当時の幹事鉄道会社京阪電鉄との話し合いを経て、代表が国土交通省に陳情に行くことで、時間はかかりましたが改善されました。

消費者被害を救済していくことが一番大事で、このような解決のケースも消費者の役に立つことになるのだと実感しました。

---

## KC's へのメッセージ

公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・  
コンサルタント・相談員協会(NACS)  
西日本支部 支部長 藤原 以久子

KC's 10周年、おめでとうございます。

消費者、企業、行政と様々な立場の会員を擁するNACS西日本支部は、KC's とは異なる個性を持つ消費者団体です。しかし、消費者が安心して暮らすことのできる、より良い消費社会の実現をめざすという「志」は共通しています。その高い「志」の下、10年の間に数々の実績を重ねて来られた KC's には、検討委員会や検討グループ、事務局等において、当支部会員も、大いなる「やりがい」を感じながら活動しています。ただ、一般消費者には「適格消費者団体」の存在や役割は、まだまだ知られていません。

今後も KC's との連携を深め、KC's のような適格消費者団体について、多くの消費者に知ってもらい、消費者自らが声をあげることの大切さを伝えていきたいと考えています。

---

## KC's へのメッセージ

NPO法人 消費者ネット・しが  
理事長 土井 裕明

適格消費者団体・特定非営利活動法人消費者支援機構関西の10周年を祝し、お慶びと連帯のご挨拶を申し上げます。

設立より、団体訴訟等にいち早く取り組み実績を残されていることに敬意を表します。

ますます消費者団体の連携が必要になるなか、今後とも連携によりともに消費者市民社会を目指してご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

10周年を機に、貴団体が今後なお一層のご躍進を遂げられ、社会に貢献されますことを祈念申し上げます。

## KC's へのメッセージ

NPO法人 なら消費者ねっと  
理事長 北條 正崇

この度は設立10周年を迎えられましたこと誠におめでとうございます。

KC'sの皆様には、なら消費者ねっとの設立から日頃の運営・イベントの開催に至るまでいつもご指導とご支援を頂きまして、心より感謝申し上げます。特になら消費者ねっとの総会やイベントにはKC'sの皆様がいつも参加して下さっていることについては、これほど有り難いと思ったことはありません。

10年にわたって関西を中心に消費者の権利を守ってこられたKC'sは何かにつけてお手本とさせて頂く存在であり、目標とする存在です。KC'sには今後とも先頭に立って消費者支援活動をリードして下さるようお願い申し上げます。KC'sの益々のご発展を祈念申し上げます。

---

## KC's へのメッセージ

消費者ネットワークわかやま  
世話人代表 由良 登信

消費者支援機構関西(KC's)、設立10周年を迎えられましたこと、心よりお慶び申し上げます。

2005年設立以来、また2007年からは適格消費者団体として関西だけでなく、全国の消費者の権利を守る活動の先頭にたってこられましたKC'sの活動に敬意を表します。また、KC'sの皆様には、消費者ネットワークわかやまの設立以前から、学習会などのご支援を賜り厚くお礼申し上げます。特に専門家と消費者・消費者団体がどのように協力できるかという点についてKC'sの活動を参考にさせていただいています。

今後とも消費者の権利確保のために先頭に立ってリードして下さいようお願い申し上げます。消費者支援機構関西様の今後ますますのご発展と、会員の皆さまのご健勝ご多幸を祈念し、お祝いのメッセージとさせていただきます。



## KC's 10周年に寄せて

奈良県医療福祉生活協同組合  
理事長 仲宗根 迪子  
(元 KC's 検討委員)

日本生協連関西地連の会議で消費者機構日本が設立されるのを聞き、「関西にも作れないか？」と発言したことを思い出します。近畿府県連協議会で何度か議論をし、大阪や京都の弁護士や消費生活相談員、全国の消費者運動を牽引する消費者団体や地方で地元で根を張った活動する小さな消費者団体など、様々な立場の人が集まって設立された KC's を頼もしく思っています。

設立時の消費者側のメンバーとして 6 年間検討委員をさせていただきました。普通の消費者の立場、地そのまのスタンスで参加しましたが、難しい契約文章を斜め読みしながら即座に反応される感度のよさに感嘆し、頭の上を飛び交う法律用語に、時々私の間抜けな発言は冷や汗ものでした。夜 9 時過ぎまで会議して家にたどり着くのは 11 時前、くたくたでしたが刺激的でした。

もう一つ KC's の特徴を言えば、生協が設立メンバーということもあり、多くの企業が賛助会員として参加されたことだと思います。「健全な消費者市民社会」は消費者や専門家だけで創れるものではなく、提供側・企業と一緒に作るものです。「双方向コミュニケーション研究会」はとても楽しかったです。

関西には 3 つの適格消費者団体があり、三都物語ではないですが、それぞれ個性を生かして取り組むのも刺激的でいいですね。「賢い消費者」を育てようという取り組みも重要ですが、複雑になる商品やサービスに高齢社会を考えると、「賢くなくても」消費者被害にあわない、被害を救済できる KC's であり続けてください。

---

## KC's へのメッセージ

特定非営利活動法人  
コンシューマーズ京都(京都消団連)  
理事長 原 強

消費者支援機構関西 10 周年おめでとうございます。

消費者のための訴訟活動あり、申入れ活動あり、啓発活動あり、さらに企業と消費者との対話活動あり、実に多岐にわたる活動を展開されてきた消費者支援機構関西の 10 年の歩みはとても素晴らしいものであったと思います。

これから「消費が変われば社会が変わる」を目標に消費者団体がそれぞれの個性を発揮しながらより大きな社会的影響力を行使できるように力を合わせがんばっていかねばならない時代をむかえます。消費者支援機構関西の活動も適格消費者団体としてまた新たなステージにすすんでいかれることでしょう。ますますのご活躍とご発展を祈念申し上げます。

## 消費者支援機構関西(KC's) 10周年記念メッセージ

大阪府生活協同組合連合会  
会長理事 惣宇利 紀男

消費者支援機構関西(KC's)創立10周年おめでとうございます。

2005年設立以来、また2007年からは適格消費者団体として数多くの差止め訴訟などの活動に敬意を表します。生協は、消費者の立場から個別事業者の対応について協議する検討グループへの参画、事業者と消費者の双方向コミュニケーション研究会等へ積極的に参加しています。

来年には新しい制度が施行され、今後益々、消費者被害に合わない、被害を救済するKC'sの活動が重要となってきます。生協も微力ながら組合員とともに活動をしていきたいと思えます。

さらなるKC'sの活躍を期待しています。

---

## 消費者支援機構関西創立のころ

なにわの消費者団体連絡会・代表幹事  
大阪府生活協同組合連合会・顧問  
千神 國夫

早いもので、もう10周年かと言うのが本音です。

生協で設立に奔走した日々を思い出します。近畿の生協連に呼び掛けて何度も何度も会議を開きました。消費者団体や弁護士の皆さんも、それぞれの立場で設立の動きがありました。最大の課題は作った組織をどうやって運営するか、如何に財政的に持たせるかと言う事でした。弁護士や司法書士等の専門家の皆さんや生協連の皆さんでこの問題を解決し大阪にNPO法人を設立出来ました。事務所も大阪府消費生活センターの一角に借りる事が出来、日本生協連の協力もあって出発する事が出来ました。

これからの課題は、消費者が被った被害を回復するために「消費者裁判手続特例法」の施行によっていかに消費者を守るかと言う事でしょう。

---

## 消費者支援機構関西10周年を迎えて

全大阪消費者団体連絡会  
事務局長 飯田 秀男

消費者団体訴訟制度実現に向けた運動、制度実現後の活用のために消費者団体、弁護士、司法書士、学者などのネットワークが必要と、関西エリアの有志が「消費者団体訴訟制度を考える連絡会議」を結成したのは2004年1月。毎月の連絡会例会とともに実効性ある制度を求めた意見書の発信、「被害110番」やシンポジウムを重ね、2005年には23団体69人個人へと共同の輪を広げてKC'sの設立総会を迎えた。

また、その間には消費者被害事例研究・検討活動も活発に行われた。現在の検討委員会、検討グループ活動の基礎を創ったのはこの時期である。模索の中、活発に活動した前史は記憶の彼方になってしまった。創立以降関わった多くの方々の思いを次につなげる新たな10年が始まる。

## KC's へのメッセージ

賃貸住宅トラブル阪神ネットワーク  
共同代表 増田 尚

KC's 10周年おめでとうございます。

日本の民間賃貸住宅は1,343万戸であり、賃貸住宅契約はなじみの深い消費者契約です。にもかかわらず、敷金・原状回復や、不当な一時金、明渡等の追い出し被害などのトラブルが後を絶ちません。

KC's では、賃貸住宅契約や家賃債務保証委託契約における不当な契約条項の是正を申し入れ、被害防止の分野において大きな成果を得てきました。特定適格消費者団体として、被害回復の分野でも、とりくみを強めていきたいと思えます。

消費者契約法をめぐる裁判においては、必ずしも同法の趣旨・目的を正しく理解しない判断も見られ、なお一進一退の状況が続きます。消費者の権利を守るKC's のますますの活躍を期待します。

---

## KC's への期待

NPO法人 消費者ネット関西  
理事長 弁護士 松葉 知幸

消費者支援機構関西創立10周年おめでとうございます。来年には、集団的消費者被害回復の制度が施行されます。KC's が、これまでの差止訴訟などの成果を踏まえて、特定適格消費者団体の認定を取得し、消費者被害救済に向けた、更なる大きな一歩を踏み出すことを期待します。全く新しい制度であり具体的な取り組みには多くの方々のご支援と、工夫が必要です。また、どのような事件を取り上げて結果を出すか、消費者団体の力量が問われることにもなります。これからの10年が消費者被害の予防と救済にとって、大きな前進といわれる年月になることを祈念しています。ともに頑張りましょう。



## KC's へのメッセージ

KC's 検討委員会  
委員長 五條 操

KC's は、この10年間差止分野でもその他の分野でも着実に成果を上げており、消費者問題に携わる人々からは一定の信頼を得てきたと思います。検討グループの活動も幅広い人達に関与頂いています。

また、トラブルに遭った消費者からの情報提供も格段に増えています。その一方で一般の消費者からの認知度は向上したとは言い難い状態です。

差止実務の担当者として、多くの消費者から支持され、支えられるためにはどのような活動をすればよいか、絶えず考えるとともに、実践していきたいと思っています。

---

## KC's へのメッセージ

生活協同組合おおさかパルコープ  
職員 林 輝泰  
(元 KC's 事務局)

設立から10年、おめでとうございます。私はKC's が全国で2番目の適格消費者団体に認定された2007年から3年余り、事務局の一人として生協から出向し関わらせていただきました。当初は「消費者契約法」など法制度に疎い素人という開き直りで西島事務局長を困らせたことを思い出しました。

消費生活センターの相談員さんをはじめ専門家の皆さんが手弁当で、“消費者の不利益”には不当な事業者と対峙しつつ、更には“事業者”との協働事業で公正な社会づくりへ、活動を益々広げられることに期待いたします。

いま私は岩手県で震災復興の任につかせていただき、こちらでも専門家の方々が被災者との相談会(気軽な“お茶っこ”方式)を開き、難しいと思われている支援の様々な制度活用に奮闘されておられます。場所や内容が違えども、世のため・人のために現場に足を運ばれるKC's の活動スタンスにこれからも期待して止みません。



## 歴代の役員、検討委員、事務局メンバー（敬称略）

### 第1期役員体制(設立時)

2005年度～2006年度

会 長	北川 善太郎
理 事 長	榎 彰徳
副理事長	片山 登志子
副理事長	千神 國夫
常任理事	飯田 秀男
常任理事	野々山 宏
常任理事	坂東 俊矢
理 事	筋 祥子
理 事	伊吹 和子
理 事	小峰 耕二
理 事	長瀬 幸子
理 事	西田 潔
理 事	林 郁
理 事	三沢 邦子
理 事	村山 泰弘
事務局長	西島 秀向
監 事	島 征一郎
監 事	三木 秀夫

### 第3期役員体制

2009年度～2010年度

会 長	北川 善太郎
理 事 長	榎 彰徳
副理事長	片山 登志子
副理事長	千神 國夫
常任理事	飯田 秀男
常任理事	坂東 俊矢
理 事	筋 祥子
理 事	伊吹 和子
理 事	大西 憲慈
理 事	小峰 耕二
理 事	三沢 邦子
理 事	村山 泰弘
理 事	山田 栄子
事務局長	西島 秀向
監 事	島 征一郎
監 事	三木 秀夫

### 第2期役員体制(認定時)

2007年度～2008年度

会 長	北川 善太郎
理 事 長	榎 彰徳
副理事長	片山 登志子
副理事長	千神 國夫
常任理事	飯田 秀男
常任理事	野々山 宏
常任理事	坂東 俊矢
理 事	筋 祥子
理 事	伊吹 和子
理 事	栗原 睦男
理 事	小峰 耕二
理 事	前中 みき子
理 事	三沢 邦子
理 事	村山 泰弘
事務局長	西島 秀向
監 事	島 征一郎
監 事	三木 秀夫

### 第4期役員体制

2011年度～2012年度

理 事 長	榎 彰徳
副理事長	片山 登志子
副理事長	飯田 秀男
常任理事	坂東 俊矢
常任理事	二之宮 義人
常任理事	安本 正男
理 事	筋 祥子
理 事	伊吹 和子
理 事	大西 憲慈
理 事	坂本 茂
理 事	三沢 邦子
理 事	村山 泰弘
理 事	山田 栄子
事務局長	西島 秀向
監 事	松山 治幸
監 事	三木 秀夫

### 第5期役員体制

2013年度～2014年度

理事長	榎 彰徳
副理事長	片山 登志子
副理事長	飯田 秀男
常任理事	坂東 俊矢
常任理事	二之宮 義人
理事	筋 祥子
理事	伊吹 和子
理事	島川 勝
理事	中村 夏美
理事	藤原 以久子
理事	三宅 康平
理事	村山 泰弘
理事	山田 栄子
理事	横山 治生
事務局長	西島 秀向
監事	松山 治幸
監事	川村 哲二

### 歴代検討委員

(※)は 2015.12.5 現在現職

検討委員長	黒木 理恵
検討委員長	五條 操(※)
副検討委員長	川戸 周平(※)
検討委員	山本 英利子
検討委員	仲宗根 迪子
検討委員	浜田 善男
検討委員	赤井 力ホル(※)
検討委員	樋口 容子(※)
検討委員	松尾 善紀(※)
検討委員	橋 一光(※)
検討委員	大橋 明美(※)
検討委員	辻 由子(※)
検討委員	小山 正人(※)

### 第6期役員体制

2015年度～2016年度

理事長	榎 彰徳
副理事長	片山 登志子
副理事長	飯田 秀男
常任理事	坂東 俊矢
常任理事	二之宮 義人
理事	浅田 奈津子
理事	筋 祥子
理事	伊吹 和子
理事	島川 勝
理事	高取 淳
理事	中村 夏美
理事	野間 誠
理事	藤原 以久子
理事	村山 泰弘
理事	山田 栄子
事務局長	西島 秀向
監事	松山 治幸
監事	川村 哲二

### 歴代事務局

(※は 15.12.5 現在現職)

事務局長	西島 秀向(※)
事務局	松原 朝子
事務局	津熊 正子
事務局	林 輝泰
事務局	水永 亨
事務局	増本 正明
事務局	衛藤 浩司
事務局	植月 小夜子
事務局	袋井 邦昭(※)
事務局	亀田 康子
事務局	山崎 武士(※)
事務局	小竹 恵子(※)
事務局	西田 智子(※)